

## 平成30年度 福島市立清水小学校 いじめ防止基本方針

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

### 1 目的

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (2) いじめ防止等対策委員会を中心として、いじめの防止及び解消について積極的に取り組み、全児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穩に安心して学校生活を営むことができるようにする。

### 2 組織

学校校務運営組織の各種委員会内に、いじめ防止等対策委員会「以下「委員会」という。」を常設する。この委員会は、校長（委員長）、教頭（副委員長）、教務主任、生徒指導主事（いじめ防止等対策主任）、及び委員長が必要と認める者で構成する。なお、重大事態への対応の場合には、必要に応じて外部専門家等を加える。

※ 重大事態：いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（※ 学校の欠席を余儀なくされている疑いがあると認める場合。

（※ 年間30日を目安または一定の期間連続して欠席）

### 3 いじめに対する対応・措置の基本方針

- (1) いじめに関する児童からの相談や通報を受けたとき、及び在籍児童がいじめを受けていると思われたときは速やかに、いじめの事実の有無を確認する。また、その結果を福島市教育委員会に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) 必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。
- (4) いじめの事案にかかわる情報は、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を講じる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき内容に及ぶ場合は、児童の生命・身体または財産を守るため、適切な援助を求めることにためらわず、福島警察署と連携して対処する。

#### 4 具体的な取り組み内容

##### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、本校在籍の全児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員で取り組む。

##### ① 自己有用感や自己肯定感を高める指導

- ・ 各学級において「友達のがんばり・よいところ見つける」等の取り組みを行い、児童に自信をもたせることができる場面を増やす。
- ・ 学級活動等で個々に役割を任せ、その活動を適切に評価することで、集団への所属意識を高める。

##### ② 道徳教育の充実

- ・ 本年度の重点内容項目の一つである「規則の尊重」及び「相互理解、寛容」「信頼、友情」「公正、公平、社会主義」などの道徳的価値についての授業を通して、規範意識や人権意識を高める。
- ・ 様々な問題や課題を主体的に解決するための資質・能力を養うために、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れ、人間としての生き方についての考えを深めさせる。

##### ③ アンケート調査「なかよしアンケート」の実施

- ・ 定期的にアンケート調査「なかよしアンケート」を実施し、いじめの問題についての意識を高める。また、日常的・継続的に児童に働きかけ、児童の人権意識を高める。

##### ④ いじめ防止に関する講話

- ・ 校長やスクールカウンセラー、いじめ防止等対策主任（生徒指導主事）の講話を設定し、いじめ防止に関する全体指導を行う。その機会は、全校集会や各学期の始業式等を活用する。

##### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識する。この認識に基づき、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう心がける。

##### ① アンケート調査と教育相談（対児童）の実施

- ・ 5月・11月・2月にアンケート調査「なかよしアンケート」を実施する。
- ・ 特に12月の個別懇談（対保護者）前には、資料をもとに児童全員との教育相談を行う。

② 児童理解と日常的観察

- ・ 登校後、いつもと様子が違っていたりふさぎ込んだりしている児童がいないかなど、児童の表情・態度をよく観察し、気になる児童に対しては、速やかに話を聴くよう努める。
- ・ 休み時間に一人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
- ・ 日記等を活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。

③ 生徒指導にかかわる情報交換

- ・ プロジェクトミーティングや職員会議のときに、生徒指導に関する情報交換を行い、本校児童のいじめの兆候の把握に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見に至った場合には、特定の教職員で抱え込まず、「委員会」を中核に組織的に対応する。対応の基本は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、段階的・継続的に教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関や専門機関との連携のもとで取り組む。

① 情報を集める。

- ・ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「委員会」に情報を集める。

② 指導・支援体制を組む。

- ・ 「委員会」で教職員の役割分担を考え、即時対応できる指導・支援体制を組む。

③ 児童への指導・支援を行う。

ア いじめられた児童へ対して

- ・ この児童にとって信頼できる人（親しい友達や教師、家族等）と連携を図り、寄り添い支える体制を作る。

イ いじめた児童に対して

- ・ いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自分の行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育てる。

ウ いじめを見ていた児童に対して

- ・ 自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめをとめることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

④ 保護者と連携する。

- ・ いじめを認知したら、即日、被害・加害児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(4) その他

① 組織的な指導体制

- ・ 校長を中心に全職員が一致協力体制を確立する。
- ・ いじめ対策組織の構成・人員配置を工夫する。

② 校内研修の充実

- ・ いじめの対応にかかわる教職員の共通確認を図るため、年に複数回いじめ対策をはじめとする生徒指導協議会を活用し、「委員会」による生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を行う。

③ 関連研修会内容の伝達講習及び共有化

- ・ いじめに関する外部研修会内容は、速やかに伝達講習を行い、共有化を図る。

5 年間計画

時 期	取り組み内容	備 考	
一学期	4月 通年の取り組み <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己有用感・自己肯定感を高める指導</li> <li>○ 道徳教育の充実</li> <li>○ 心育ちプロジェクトにおける生徒指導にかかわる情報交換と指導の在り方の共通理解</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エンカウンター①</li> </ul>		
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導全体会①</li> <li>・ なかよしアンケートの実施①</li> <li>・ 清水っ子ファミリー①</li> </ul>	
	6月		
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水っ子ファミリー②</li> <li>・ いじめ防止講話①</li> </ul>	夏季休業前（後）の指導として、校長等による。
一学期	8月		
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エンカウンター①</li> <li>・ 生徒指導全体会②（講師等招聘）</li> <li>・ 清水っ子ファミリー③</li> </ul>	
	10月		
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なかよしアンケートの実施②</li> </ul>	
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別懇談（対保護者）</li> <li>・ いじめ防止講話②</li> <li>・ 清水っ子ファミリー④</li> </ul>	冬季休業前（後）の指導として、校長等による。
三学期	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エンカウンター①</li> </ul>	
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なかよしアンケートの実施③</li> <li>・ 生徒指導全体会②</li> <li>・ 清水っ子ファミリー⑤</li> </ul>	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止講話③</li> </ul>	学年末・始休業前の指導として、校長等による。

6 いじめを認知したときの対応（概略図）

